

(仮称)西宮市都市交通会議の組織及び規約等(最終案)について

1. 経 緯

「西宮市地域公共交通活性化協議会(以下「法定協議会」という。)」は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づくものであり、西宮市における公共交通利便性向上、効率的・効果的な交通サービスの実現をめざして、平成21年1月26日に設置され、「さくらやまなみバス運行事業」を中心に施策展開をして参りました。

今回、本市の都市交通政策に関するより総合的な協議及び施策を推進するため、これまでの法定協議会の機能を引き継ぎながら、道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく「地域公共交通会議」の機能及び都市・地域総合交通戦略要綱(平成21年度3月16日付国都街第77号)に基づく総合かつ戦略的な都市交通計画の策定・進捗管理機能を追加した「(仮称)西宮市都市交通会議」に組織改正を行います。

2. 目 的

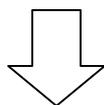
本市の都市交通政策に関するより総合的な協議及び施策を推進するため、現協議会の組織及び機能の強化を図るもの。

3. 組織改正の概要

<現 行>

西宮市地域公共交通活性化協議会

根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)
目的	地域公共交通総合連携計画の策定及び運用、事業主体として施策展開
委員	西宮市南北バス運行事業検討委員会をベースに選出
計画	西宮市地域公共交通総合連携計画 路線バス中心の公共交通活性化の検討 (さくらやまなみバス運行事業が中心)
議事	さくらやまなみバス運行事業の報告、評価等



移行(平成25年1月26日~)

<改 正 案>

(仮称)西宮市都市交通会議

根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号) 道路運送法(昭和26年法律第183号) 都市・地域総合交通戦略要綱(平成21年度3月16日付国都街第77号)
目的	総合かつ戦略的な都市交通計画の策定及び進捗管理 地域の特性・実情に応じた公共交通サービス等に関する協議又は連絡調整 (地域公共交通総合連携計画の策定及び運用を含む)
委員	市民・利用者、市内の公共交通事業者、学識経験者、関係機関・団体など (現行の法定協議会よりも協議主体を多様化)
計画	総合的な都市交通計画の検討(公共交通、交通施設、交通需要など)
議事	上記で策定した計画を推進(PDCA)

4. 組織及び規約等の改正の手続き

本年12月25日開催の第10回法定協議会にて最終案の報告後、新会議にて正式に承認いただき、平成25年1月26日付で（仮称）西宮市都市交通会議規約・規程の改正を行い、新委員につきましても同日付での委嘱を行う予定です。

現行委員	<組織> 西宮市地域公共交通活性化協議会 <任期> 平成23年1月26日～平成25年1月25日（2年間）
新委員	<組織> （仮称）西宮市都市交通会議 <任期> 平成25年1月26日～平成27年1月25日（2年間）

5. 今後のスケジュール

平成24年	12月25日	<u>第10回西宮市地域公共交通活性化協議会</u> さくらやまなみバス運行事業の評価結果報告 組織及び規約等の改正（最終案）の報告
平成25年	1月中旬	新委員委嘱手続き
	1月25日	現・法定協議会委員の任期満了
	1月26日	<u>組織改正</u> （仮称）西宮市都市交通会議に移行 新委員の任期開始
	2～3月頃	<u>第1回（仮称）西宮市都市交通会議の開催</u> 新規約・規程の承認、施行 次年度予算案の承認 etc

< 参考 > 地域公共交通活性化協議会と地域公共交通会議の比較

	地域公共交通活性化協議会	地域公共交通会議
根拠法令	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	道路運送法
対象交通	多様な運送形態（バス・鉄道・旅客船等）	バス・タクシー
目的	地域公共交通総合連携計画（以下、「連携計画」という。）を策定。計画実施の主体となる。	生活交通のあり方を審議。
協議事項	連携計画の策定及び変更に関する事 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事 連携計画に位置付けられた事業の実施に関する事	乗合旅客運送の態様、運賃、料金等 市町村有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 その他
メリット	連携計画の策定、同事業への支援を受けることができる。 計画実施への許認可手続簡略化等の特例措置を受けることができる。	乗合タクシー等の許可等に関する特例の適用を受けることができる。（運賃を上限認可から届出に緩和、処理期間の短縮等）
構成員	市町村 道路管理者 公安委員会 地域公共交通の利用者 学識経験者 その他必要と認める者 公共交通事業者 港湾管理者 連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれるもの	市町村長又は都道府県知事 道路管理者（任意） 公安委員会（任意） 住民又は旅客 学識経験者（任意） その他の必要と認める者（任意） 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 地方運輸局長 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 は道路運送法施行規則第9条の3第2項に基づく任意構成員
協議結果	参加者は尊重義務がある。	法律上の規程なし。
事業実施	できる。 補助金の受領も可能。	できない。